

答申行政第124号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が、令和6年11月11日付け、指第502号で行った公文書開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和6年10月29日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年岡山県条例第26号。以下「基準条例」という。）の制定当初から、同条例が施行された平成26年4月1日以降に完結した記録について5年間保存であり、同基準条例施行以前に完結した記録については2年間保存であるという「根拠になるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）（以下「基準省令」という。）」と基準条例の対照表（以下「対照表」という。）」及び「介護保険法に基づき条例で規定された居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について（通知）（平成26年3月20日長寿第2047号）（以下「留意事項通知」という。）」を本件開示請求に係る公文書（以下「本件対象公文書」という。）として特定した上で、本件対象公文書を開示する本件処分を行い、令和6年11月11日付け、指第502号「公文書開示決定通知書」により審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和6年12月30日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和7年3月19日付けで、審査会に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
令和6年11月11日付「指第502号」による「公文書開示決定処分」を取消し全部開示することを求める。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している審査請求の理

由は、おおむね次のとおりである。

基準条例の制定当初から、同条例が施行された平成26年4月1日以降に完結した記録について5年間保存であり、同条例施行以前に完結した記録については2年間保存であるという「根拠」になるものを請求したが、実施機関が開示したものは完全に的外れなものである。留意事項通知「4 記録の整備に規定する保存年限（基準条例第31条第2項）」には、各種の記録について、単に「完結の日から5年間保存をしなければならない」とだけ記載されており、「基準省令解釈通知が発出」された時点からすべて完結した日から5年間保存であるので、「本件処分」は取り消されるべきである。

実施機関は、基準条例にいう完結の日とは、基準条例の施行日以降をさし、それ以前に完結した文書は、基準条例ではなく、基準省令の適用を受けると言うが、完結の日とは、基準条例の施行日以降をさすという条文はなく、単に「完結の日」から5年間保存するように『独自基準』で定めているのであり、この主張には法的根拠はない。

また、基準省令の適用を受けた場合、実施機関は、保存期間の「2年間」を「5年間」と読み替えていることから、事実上遡及適用したことになるため、遡及適用するという経過措置を定める必要はないし、そもそも現存記録に基準条例を適用することがなぜ遡及適用になるのか、実施機関は明らかにしていない。

さらに、記録の保存期間が「延長」された場合の現存記録の扱いは、公文書の管理に関する法律及びその関連法令や指針により、当然新しい保存期間が適用される。また、不遡及の原則について、刑事罰や国民に不利益をもたらす法律変更に適用されるものであるから適用されないし、保存期間に関する規定が「行為時」ではなく「保存時」に適用されることから、同じく不遡及の原則は適用されない。

したがって、実施機関が開示したものは完全に的外れであり、本件処分を取り消し全部開示することを求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している内容のうち、審査請求の理由に関連するものは、おおむね次のとおりである。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準は、国の基準省令に定められていたが、平成24年度の介護保険法（平成9年法律第123号）改正に伴い、県の条例で定めることとされ、岡山県では基準省令を基に、基準条例を制定して平成26年4月1日から施行した。

基準条例は、原則基準省令を踏襲して制定しているが、県独自の基準も設けており、その一つが「記録の整備」に関することである。記録の整備について、基準省令では「その完結の日から2年間保存しなければならない」とあるところを、基準条例第31条第2項において、「その完結の日から5年間保存しなければならない」と規定している。

今回の開示請求は、基準条例の制定当初から、同条例が施行された平成26年4月1日以降に完結した記録について5年間保存であり、同条例施行以前に完結した記録については2年間保存であるという「根拠」になる公文書の開示を求められたもので

ある。

基準条例にいう完結の日とは、基準条例の施行日以降を指すものであり、それ以前に完結した文書は、基準条例ではなく、基準省令の適用を受けることとなることから、その根拠となるものとして対照表を開示し、また、基準条例が施行されるに当たり、その運用の留意事項を通知するために留意事項通知が発出されていたことから、合わせてこれを開示したものである。

仮に、基準条例施行前に完結し、基準条例施行時その保存期間（基準省令の規定により2年間）が満了していない記録について、基準条例の規定を適用してその保存年限を5年間として取り扱う場合には、基準条例の規定を遡及適用することとなるため、基準条例の中で経過措置を定める必要があるが、そうした経過措置は規定されていない。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、上記第2の1に掲げる公文書である。

2 本件対象公文書に係る条例の規定について

条例第7条は、公文書の開示義務について次のように定めている。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一～七 略

3 本件対象公文書の特定の妥当性について

審査請求人は、留意事項通知には、各種の記録について完結の日から5年間保存をしなければならないとだけ記載されていることや、基準条例に、完結の日と同条例の施行日以降をさすとの条文はないことから、基準省令解釈通知が発出された時点からすべて5年間保存になると主張するほか、実施機関は現存記録に基準条例を適用することがなぜ遡及適用になるかを明らかにしていないし、記録の保存期間が「延長」された場合の現存記録の取扱いは、当然、新しい保存期間が適用されるなどと主張する。

一方、実施機関は、基準条例にいう完結の日とは、基準条例の施行日以降を指すものであり、それ以前に完結した文書は、基準条例ではなく、基準省令の適用を受けることとなることから、その根拠となるものとして対照表を開示し、また、基準条例が施行されるに当たり、その運用の留意事項を通知するために留意事項通知が発出されていたことから、合わせてこれを開示したものであると主張する。

これらの主張を踏まえて審査したところ、基準条例において、記録の保存に係る規定を条例施行前に完結している記録にも遡及適用する旨の規定は設けられていないことから、基準条例の規定はその施行前に完結した記録には適用されないものであり、このことは、弁明書における説明の内容から、実施機関においても同じ理解であ

ると認められる。

また、審査請求人が、留意事項通知には単に完結の日から5年間保存をしなければならないとだけ記載されているため、基準省令解釈通知が発出された時から、各種の記録は5年間保存であると主張している点については、留意事項通知は、基準条例の施行に当たって、その運用について留意すべき事項を通知しているものであるから、その内容は基準条例の規律に従って適用されるものであって、前述のとおり、基準条例に遡及適用の規定がない以上、留意事項通知の当該記載によって、基準条例施行前に完結した記録の保存期間が基準条例の規定を根拠とする5年間となるものではないし、実施機関が、基準条例を遡及適用する趣旨で当該記載を設けたものとも認められない。

なお、審査請求人は、記録の保存期間が「延長」された場合の現存記録の扱いは当然新しい保存期間が適用されると主張するが、基準条例の施行により平成26年4月1日以降に完結する記録については、基準条例の規定（5年間保存）が適用されるものであり、基準省令の規定に基づく保存期間（2年間保存）が延長されるものではないため、審査請求人の主張は認められない。

したがって、本件開示請求について、対照表と留意事項通知を本件対象公文書として特定し、開示したとの実施機関の説明には合理性が認められる。

4 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書を開示した本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和7年 3 月 1 9 日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年 4 月 3 0 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和7年 1 0 月 2 0 日 ～同年 1 0 月 3 0 日	審査請求人から意見書が提出された。
令和7年 1 1 月 2 6 日 (審査会第2回)	事案の審議を行った。
令和7年 1 2 月 2 3 日 (審査会第3回)	事案の審議を行った。
令和8年 1 月 2 3 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 法務研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
荒 井 佐和子	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
伊 藤 健	岡山大学学術研究院 社会文化科学学域・法学部講師	
豊 田 ひとみ	元日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	岡山大学名誉教授	
福 田 伸 子	元岡山県職員	第一部会委員

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。